

社会資本の維持管理・更新に関し 当面講ずべき措置

平成 25 年 3 月 21 日
国 土 交 通 省

目 次

I. 基本的な考え方	1
II. 維持管理・更新の現状と課題	1
III. 当面講ずべき措置	3
1. 現場管理上の対策	3
(1) 総点検の実施と修繕	
(2) 基準・マニュアルの策定・見直し	
(3) 維持管理・更新に係る情報の整備	
(4) 新技術の開発・導入等	
2. 現場を支える制度的な対策	5
(1) 地方公共団体への支援	
(2) 維持管理等の担い手支援	
(3) 国の一元的なマネジメント体制や法令等の整備	
3. 長寿命化計画の推進	7
別添 社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置 工程表	9
補足資料1 工程表 【総点検】	13
補足資料2 工程表 【基準・マニュアル】	17
参考資料 社会資本の老朽化に係る現状と課題等	20

社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置

平成25年3月21日

国土交通省

I. 基本的な考え方

我が国では、昭和39年の東京オリンピックの頃に整備された首都高速1号線など、高度成長期以降に整備したインフラが今後急速に老朽化する。

国民が安心して既存のインフラを利用し続けることができるようにするためには、第一に、各々の施設の特徴を踏まえた適切な点検による現状確認と、その結果に基づく的確な修繕の実施が不可欠である。そして、このような取組の実施を戦略的・計画的に進めるため、維持管理・更新のPDCAサイクルの要となる長寿命化計画等の策定・充実の推進が重要となる。

このため、まずは平成24年度補正予算及び平成25年度当初予算を活用し、現場のインフラ管理における総点検を実施し、必要な修繕を速やかに行う。加えて、その総点検の結果を踏まえ、平成26年度以降、更新のあり方を含めて内容の充実を図った長寿命化計画の策定等を通じ、維持管理・更新に係る本格的なPDCAサイクルへの移行を図っていくこととする。

中央道笹子トンネル事故等を踏まえ、国民生活や経済の基盤であるインフラが的確に維持されるよう、本年を「社会資本メンテナンス元年」として、今後3か年にわたる当面講ずべき措置をとりまとめ、様々な施設の老朽化対策に総合的かつ重点的に取り組んでいく。

II. 維持管理・更新の現状と課題

我が国の社会資本は、今後20年で、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

今後の戦略的な維持管理・更新に向けて、現状と課題を概括的に整理すると、次のとおりである。（詳細は、別紙（参考資料）を参照。）

（参考）建設後50年以上経過する施設の割合の例

	平成24年3月	10年後	20年後
道路橋（橋長2m以上）	約16%	約40%	約65%
トンネル	約18%	約30%	約45%
河川管理施設（水門等）	約24%	約40%	約62%
港湾岸壁（水深-4.5m以深）	約7%	約29%	約56%

[点 検]

中央道笹子トンネル事故等を踏まえて実施された緊急点検の結果、日常点検、定期点検では把握されていない要対策箇所が明らかとなった。また、地方公共団体管理の施設の中には、点検未実施で劣化や損傷の状況が不明な施設があることも確認されている。周辺環境や利用状況等によって異なるインフラの劣化・損傷の状況を、一刻も早く、確実に把握することが課題である。

[基準・マニュアル]

これまで、施設ごとに得られた知見等を踏まえて維持管理等に係る基準・マニュアル等の改善・運用が図られてきたが、管理者間での点検手法等のばらつきの改善や新技術等の十分な反映、施設に応じたきめ細かな基準・マニュアルの策定等が課題である。

[施設状況等の把握]

建設年度等の一部の施設諸元が不明な施設が多数存在するなど、インフラの維持管理・更新に必要な情報の蓄積が不十分で、体系的に把握されていない。また、インフラの維持管理・更新費の将来推計については、その精度をいかに向上させるかが課題である。

[既存技術の活用や新技術の導入]

これまでの技術開発により現場でのコスト縮減、省力化等が一定程度進展したが、既存技術の分野横断的な活用や新技術の速やかな導入・共有化、IT等を活用したインフラ維持管理のイノベーションの推進等が課題である。

[予算・体制・法令等]

毎年経常的に要する費用は過去の実績に基づき計上するなどしているが、将来に備えた安定的な予算の確保が課題である。また、社会資本の老朽化が進む中で、維持管理等に係る行政職員の人員・技術力の確保とともに、現場を担う建設産業の人材確保・育成等が課題である。加えて、法令等においては、維持管理に関する基準の位置づけの明確化等が課題である。

[長寿命化計画の策定推進等]

施設規模や利用状況等を踏まえ、順次、長寿命化計画の策定等の目標値を設定し、推進しているが、計画内容や策定状況は、施設や管理者によりばらつきが大きく、特に地方公共団体の計画策定の進捗に遅れがみられるのが課題である。

Ⅲ. 当面講ずべき措置

戦略的なインフラの維持管理・更新を進めるためには、上記のような課題に対して総合的な対策を講じ、ソフト・ハードの一体的な取組による維持管理・更新システムの高度化を図っていくことが必要であり、今後3か年にわたる当面講ずべき措置を次のとおりとし、具体的な取組の工程表を別添のとおりに定める。なお、工程表については、随時、見直しを行っていく。

1. 現場管理上の対策

(1) 総点検の実施と修繕

中央道笹子トンネル事故等を踏まえ、国民が安心してインフラを利用し続けるようにするためには、まずは適切な点検とその結果に基づく修繕を徹底することが欠かせない。

このため、非構造部材や地盤も含め、各施設の特性に応じ、築年数、社会的影響度等の観点から必要性の高い施設について、本年度及び来年度、安全性の総点検を実施する。

① 緊急点検等

中央道笹子トンネル事故、上越新幹線におけるトンネルのモルタル剥落及び東北新幹線における高架橋防音壁コンクリート剥落と同種・類似の事象が発生しないよう、緊急点検及び緊急修繕を迅速に実施する。

課 題	主 な 対 応
事故を踏まえた迅速な点検・修繕の実施	<u>平成25年3月中に点検・修繕を完了</u> (港湾のトンネル内附属物の修繕は6月、新幹線トンネルのモルタル剥落対応は7月に完了)

② 優先施設への集中点検等

上記①の緊急点検等に加え、社会資本の利用者や第三者の被害の回避を最優先に、劣化・損傷が著しく進行している施設等について、点検及び修繕を実施する。この際、必要に応じて点検項目、手法等を追加する。

課 題	主 な 対 応
優先順位の明確化と点検手法等の改善	<u>人命に関わるもの等を優先し、改善した手法等で、原則として出水期前又は平成25年度内に点検完了</u> ※。点検を踏まえた修繕は速やかに行い、平成26年度中に完了
通常の定期点検等のサイクルへの移行	<u>平成26年度からは、本措置に基づき新たに策定・見直しされた基準・マニュアル等を活用し、改善された定期点検等へ移行</u>

※多くの施設を管理する地方公共団体等においては、H26年度以降も継続する場合もある

(2) 基準・マニュアルの策定・見直し

これまでの知見や点検結果等を踏まえ、点検内容や頻度等に係る各種基準・マニュアルの策定や見直しを実施する。この際、同種・類似の施設については管理者間で連携・協力して基準の策定等を行うとともに、行政以外が定めた基準・マニュアルについては、策定主体のあり方も含めて検討する。

課 題	主 な 対 応
点検結果等を踏まえた見直し等	<u>原則として平成25年度中に各施設の基準等を見直し、平成26年度から新基準等で運用</u>

(3) 維持管理・更新に係る情報の整備

各施設の管理者間での活用や国民への「見える化」を進め、的確な情報に基づく維持管理・更新に係るPDCAサイクルの推進を図るため、台帳整備と併せ、施設毎の現況等の情報をデータベース化し、当該情報のプラットフォームを構築する。情報の共有・活用を通じ、施設・分野横断的に、戦略的な維持管理・更新を推進する。

施設毎の劣化・損傷状況等を踏まえた維持管理・更新費の推計にも、当該情報を将来的に活用する。

課 題	主 な 対 応
インフラの施設状況等の「見える化」等	<u>平成25年度中に各施設の現況等の情報をデータベース化し、当該情報のプラットフォームを構築。平成26年度に運用を開始し、平成27年度以降、機能強化を図りつつ、本格運用へ移行</u>
維持管理・更新費の推計	推計方法について今後さらに検討

(4) 新技術の開発・導入等

現場の維持管理の効率化等を推進するため、劣化・損傷箇所の早期発見等に繋がる非破壊検査等による点検技術の開発・導入等を推進する。

同時に、社会資本の維持管理等に対するニーズを踏まえ、I T等を活用した先端的インフラ維持管理システムの構築に向けた実証実験等を推進する。

課 題	主 な 対 応
非破壊検査等による点検・診断技術等の開発・導入等の促進	非破壊検査等による点検・診断技術等について、研究開発の促進に加え、新技術情報提供システム(NETIS)等を活用し、 <u>既存技術も含め、現場への試行的な導入</u> を促進。 その際、 <u>分野横断的な情報共有</u> を徹底し、技術の適用性、効果等を確認し、評価結果の公表、認証する制度の充実を図るなど、更なる普及を推進
I T等を活用した維持管理イノベーション	モニタリング技術等について、 <u>平成25年度から維持管理等に対するニーズを踏まえたI T等の先端的技術の適用性</u> 等の検討を行い、 <u>インフラでの実証等</u> により検証

2. 現場を支える制度的な対策

(1) 地方公共団体への支援

地方公共団体が管理するインフラの施設数は数が多く、厳しい財政状況や限られた人員等の中でも老朽化対策に懸命に取り組む地方公共団体への支援が重要である。

このため、新たに創設した防災・安全交付金等の活用や地方整備局等による技術的支援等を積極的に推進する。

課 題	主 な 対 応
財政的な支援	平成24年度補正予算で <u>防災・安全交付金</u> を創設。平成25年度は <u>支援メニュー</u> を充実し、取組を推進。今後、必要な予算の確保についてさらに検討

体制的な支援	自治体等からの個別の技術相談に関し、 <u>地方整備局等の窓口機能等を強化・拡充</u>
	維持管理に係る <u>基準・マニュアルの提供</u>
	<u>技術講習の実施</u> や <u>研修制度の充実等</u>
	地方道の一定の構造物を対象とした <u>国による修繕等の代行制度を創設</u>

(2) 維持管理等の担い手支援

維持管理・更新の適切な実施を確保するためには、現場での点検作業や修繕等に実際に携わる人材の確保や技術力の向上が欠かせない。各地域においてインフラの適正な維持管理・更新が図られるよう、建設産業の担い手の確保・育成のための支援を行う。

また、官民が連携し、地域との協働やP F I / P P P の活用によるインフラの維持管理・更新を進め、維持管理・更新が的確に行われるような環境整備を推進する。

課 題	主 な 対 応
建設産業の担い手確保・育成	<u>技能労働者、専門工事業者等の適正な評価・育成のための具体策</u> を産学の有識者会議において検討し、実施
	維持管理・更新分野に取り組む建設企業に対し、 <u>専門家による技術アドバイス等</u> を含めた必要な支援を検討・実施
入札契約制度の見直し	<u>複数業務（点検、維持、修繕等）の包括発注、複数年契約、地域維持型契約の更なる活用等の対策</u> を検討・実施
地域との協働	<u>河川協力団体（仮称）制度</u> や <u>民間資格制度の創設、アダプト事業等の活用</u>
P F I / P P P の推進等	維持管理P F I / P P P の <u>モデル案件形成の重点支援</u> や <u>事例集・ガイドラインの策定</u>
	<u>官民連携インフラファンドの創設・活用等</u>
	地域の実情を踏まえつつ、 <u>空港運営の民間委託を可能とする制度の創設</u>
	公共施設の多機能化等に向けた <u>P R E （公的不動産）活用</u> の推進

(3) 国の一元的なマネジメント体制や法令等の整備

国は、インフラの老朽化対策を分野横断的に適切に進め、現場の的確な維持管理等を確保していく必要がある。こうした観点から、本省等における執行体制の強化を推進する。

また、点検基準の位置づけの明確化など、的確な維持管理・更新の実施に向けた法令等の整備について、機会を捉えて取り組む。

課 題	主 な 対 応
体制整備	<u>本省に社会資本老朽化対策推進室を設置し、一元的なマネジメント体制の強化を推進するとともに、直轄の管理体制を強化・拡充</u>
維持管理等に係る法令等の整備	<u>道路法の改正</u> ：点検の規定の整備、修繕等の代行制度の創設、車両重量制限違反の監督強化等
	<u>河川法の改正</u> ：維持・修繕・点検の規定の整備や河川協力団体（仮称）制度の創設等
	<u>港湾法の改正</u> ：点検の規定の整備、管理者による民有施設への報告徴収、立入検査等
	<u>地域の実情に応じ空港運営の民間委託を可能とする法律の整備</u> ：国管理空港へのPFI法の公共施設等運営権制度の活用等

3. 長寿命化計画の推進

長寿命化計画の策定は、インフラを安全により長く利用できることに繋がるとともに、トータルコストの縮減や予算の平準化に寄与する。

このため、戦略的な維持管理・更新を進める観点から、長寿命化計画について、総点検の結果等を踏まえた内容の充実とともに、計画の策定等を強力に推進する。

課 題	主 な 対 応
長寿命化計画の内容の充実と策定率の向上	<u>平成25年度中に、各施設の維持管理・更新のあり方について長寿命化計画に記載すべき事項等の見直しを実施。併せて、策定率向上に向けた取組を推進</u>

	<u>防災・安全交付金の活用</u>により、自治体における<u>長寿命化計画の策定</u>を支援。また、<u>計画策定推進のため、長寿命化計画に基づく事業に対して重点的な支援</u>を行う等の措置を検討
--	--

社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置 工程表

H25年3月末

6月末

12月末

H26年3月末

H27年3月末

現場管理上の対策

総点検の実施と修繕

非構造部材や地盤も含め、各施設の特性に応じ、築年数、社会的影響度等の観点から
必要性の高い施設について、本年度及び来年度、安全性の総点検を実施

○緊急点検の実施

○笹子トンネル事故を踏まえた点検
【道路】【ダム】【港湾】【空港】【自動車道】：トンネル内附属物
【鉄道】：架線を支持する下束等

○上越新幹線におけるトンネルのモルタル剥落を踏まえた点検
【鉄道】：新幹線トンネル内化粧モルタル

○東北新幹線における高架橋防音壁コンクリート剥落を踏まえた点検
【鉄道】：高架橋防音壁等に雨水が溜まる可能性のある箇所

○緊急修繕の実施

【道路】：トンネル内附属物

【港湾】：トンネル内附属物

【鉄道】：架線を支持する下束等

【鉄道】：新幹線トンネル内化粧モルタル

【鉄道】：高架橋防音壁等に雨水が溜まる可能性のある箇所

○優先施設への集重点検の実施

○出水期までに実施する点検

【河川】：水閘門、揚排水機、樋門樋管、護岸等（**背後の人口・資産等から重要な河川構造物等**について、**レーダ探査等**による施設背面の空洞化、コンクリート構造物の劣化、水中部の鋼構造物劣化、局所洗掘等の調査項目を追加）

【ダム】：重要部分であるゲート等（管理運転等による点検の前倒し実施等）

【砂防】：砂防堰堤、床固工等の砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（**人口・資産等から重要性の高い施設等**における打音検査等）

【海岸】：海岸堤防、護岸、水門等（**被災履歴や背後の人口・資産、利用頻度等から重要性の高い施設**について点検を実施）

○H25年度中に実施する点検

【道路】：トンネル、橋梁、舗装、法面、盛土、擁壁、道路附属物（トンネル内附属物を除く）

（**倒壊、落下による第三者被害の回避**を最優先に実施）※総点検実施要領に基づき実施

【下水道】：下水管きょ（**布設後50年以上経過した管きょ**について、**テレビカメラ等による点検**を実施）

【港湾】：係留施設、外郭施設、臨港交通施設（過去の点検結果から、**老朽化が著しく進行している基幹的な施設**について**空洞化調査等**を追加実施）

【空港】：滑走路等舗装構造物（**赤外線による路面剥離調査**を実施）、各種構造物（**旅客の安全に係る施設**を優先的に実施）

【鉄道】：橋梁、トンネル等（**中小鉄軌道事業者が行う施設の老朽化の状況等に関する詳細評価や対策方法の検討**（国による支援））

【自動車道】：路面、橋、トンネル、その他の工作物等（**道路の破損及び通行の危険が予想される箇所**を重点的に実施）※総点検実施要領等により実施

【航路標識】：灯台、鉄塔、附属施設等（**外壁の剥離等により人に危害を及ぼす恐れのある施設**について、**専門家による目視、打音、構造強化等の調査**を実施）

【公園】：公園施設（**子どもの遊具**について、近接目視や打音等の点検を実施）

※ 公営住宅、UR住宅、官庁施設、駅舎、空港ターミナル等について、建築基準法等に基づく定期点検等に加え、事業主体等が独自に点検を実施

※ 多くの施設を管理する地方公共団体等においては、H26年度以降も継続する場合もある

○修繕の実施

点検結果を踏まえ、損傷の程度が著しい等、緊急性の高い箇所から実施

※ 多くの施設を管理する地方公共団体等においては、H26年度以降も継続する場合もある

※詳細は補足資料1参照

青字：優先順位の高い施設等
橙字：点検項目、手法等の追加

原則として通常のPDCAサイクルの中で実施

本格的なPDCAサイクルへの移行

別添

社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置 工程表

H25年3月末

6月末

12月末

H26年3月末

H27年3月末

基準・マニュアルの策定・見直し

- 点検結果等を踏まえた各種基準等の策定や見直し
- 同種・類似施設の管理者間の連携・協力による基準の策定
- 行政以外が定めた基準・マニュアルの策定主体のあり方も含めた検討

○基準・マニュアルの策定、見直し

【道路】 **総点検実施要領**（道路局策定）の策定

道路メンテナンス技術小委員会の中間とりまとめ

各道路構造物の技術基準（道路局策定）の改訂・試行

※詳細は補足資料2参照

本運用

【空港】 **空港土木施設管理規程**（航空局策定）の改訂（「空港内の施設の維持管理に係る検討委員会」での議論を踏まえ、**点検内容、方法等**を見直し）

【河川】 **各技術基準等**の改訂（総点検の結果を踏まえた見直し）

【河川】 **中小河川の管理に関する技術基準**（水管理・国土保全局等策定）の改訂、点検マニュアルの策定（河川の規模や施設の重要度に応じた管理水準の具体化）
 【河川】 **ゲート・ポンプの技術基準**（水管理・国土保全局等策定）等の改訂（維持管理が容易な機械設備への転換等）
 【ダム】 **河川砂防技術基準（ダム維持管理編）**（水管理・国土保全局策定）の策定（ダム維持管理に係る既存の各種マニュアル等を体系化）
 【砂防】 **急傾斜地崩壊防止工事技術指針**（（社）全国治水砂防協会）の改訂（これまでの点検結果等を踏まえた必要な見直し）
 【下水道】 **下水道維持管理指針**（公益社団法人日本下水道協会）の改訂（**予防保全型維持管理手法**の導入等）
 【海岸】 **海岸保全施設維持管理マニュアル**（国土交通省・農林水産省策定）の改訂（**点検方法の再検討、事例の追加**）
 【港湾】 **港湾施設の維持管理技術マニュアル**（（一財）沿岸技術研究センター）の改訂（**点検方法の再検討・記述の詳細化、事例の追加等**）
 【鉄道】 **鉄道構造物等維持管理標準**（鉄道局策定）の改訂（**点検周期や方法等**について検証の結果を踏まえた必要な見直し）
 【自動車道】 **一般自動車道の維持管理要領**（自動車局等策定）の改訂（各道路構造物の技術基準（道路局策定）の改訂・試行を踏まえた見直し）
 【公園】 **公園施設の安全点検に係る指針**（都市局策定）の策定（子どもの遊具以外の公園施設について、対象施設、点検項目等を具体化）
 【公営住宅・UR住宅】 **事業主体独自の基準・マニュアル**の改訂（**公営住宅等の点検に係る実態調査の結果を踏まえ、点検内容、方法等**を見直し）
 【航路標識】 **航路標識等保守要領**（海上保安庁策定）の改訂（**点検方法等**の再検討）

運用

維持管理・更新に係る情報の整備

- プラットフォームの構築
- 運用中のデータベースの改善、充実、活用・共有化
- データベースの新規構築

○プラットフォームの構築

- 各分野の**データベースシステムの現状把握**、社会資本情報プラットフォームのあり方、基本仕様の検討等
- 社会資本の諸元等の基本情報及び地理空間（G空間）情報を活用した**プラットフォームの構築**

○既存データベースの改善、情報の蓄積・充実・共有化

【道路（橋梁）】 国保有のシステムで直轄データを一元管理（一部地方自治体データも収録） → 情報の蓄積、**地方自治体管理データの収録**
 【河川】 国保有のシステムで直轄データを一元管理 → H24年度中に一部運用開始しH25年度末までに**全部運用**
 【ダム】 直轄データを施設毎に管理 → 各ダム毎に蓄積された**データの集約・データベース化を促進**
 【港湾】 国保有のシステムで直轄データを一元管理 → 情報の蓄積、**予防保全計画の内容を反映、ライフサイクルコスト計算プログラムとの連携強化**
 【空港】 国保有のシステム（空港施設CALS）で直轄データを一元管理 → 情報の蓄積、**地方自治体管理空港への普及促進**
 【航路標識】 国保有のシステムで直轄データを一元管理 → 維持管理履歴など**管理情報を充実**
 【UR住宅】 UR保有のシステムで事業者データを一元管理 → 住宅毎の個別仕様の情報など**管理情報を充実**
 【官庁施設】 国保有のシステム（保全業務支援システム）で各省各庁のデータを一元管理 → **システムの改良**

○新規データベースの構築

【道路（トンネル）】 → システム構築 国保有のシステムで全管理者のデータを**一元管理（地方自治体のデータとの連携）**、他の構造物も着手
 【下水道】 → システム構築（データ収集・共有のあり方検討）、地方自治体データの電子化促進
 【砂防】【海岸】 → **台帳等の電子化**に着手・推進
 【鉄道】 → システム構築 国保有のシステムで**中小鉄軌道事業者のデータを一元管理**
 【自動車道】 → システム構築 国保有のシステムで**事業者のデータを一元管理**

○老朽化の実態等を踏まえた推計手法の検討

- 実際の施設数**（建設年度別の施設数）及び**過去の維持管理・更新実績**に着目した**将来推計**の検討
- 総点検を踏まえたより**詳細な施設の状況等の把握**及び**将来推計の見直し**

プラットフォームによる一
体的運用（一部開始）

プラットフォームの機能強化を図りつつ
本格運用へ移行

実態把握の継続的実施及び推計方法の改良

新技術の開発・導入等

- 非破壊検査等による点検技術の開発・導入
- ITを活用したインフラ維持管理システムの構築

○非破壊検査等による点検・診断技術等の開発・導入等の促進

非破壊検査等による点検・診断技術等について、研究開発の促進に加え、新技術情報提供システム（NETIS）等を活用し、**既存技術も含め、現場への試行的な導入**を促進。その際、**分野横断的な情報共有**を徹底し、技術の適用性、効果等を確認し、評価結果の公表、認証する制度の充実を図るなど、更なる普及を推進

【道路】 構造物の**非破壊検査技術、損傷劣化メカニズムの解析技術**の開発等
 【河川】 河道・堤防・コンクリートの効率的な**点検・診断技術**の開発と実用化等
 【ダム】 効率的な**ダム堤体の健全度診断技術**等の新技術の開発・活用促進
 【砂防】 効率的な維持管理等に資する新技術の実証（トータルコストの低減等）
 【下水道】 効率的な点検調査技術の実証（点検調査速度の向上、費用の低減）、導入促進
 【空港（滑走路等舗装）】 効率的な**健全性判定技術、電磁波を用いた点検技術**の検討

【港湾】 **リブレイサブル橋樑技術**（上部コンクリート床版の交換の簡易化）の導入促進、鉄筋コンクリート内の**鉄筋腐食状況をセンサーにより感知する技術**の導入促進
 【鉄道（トンネル）】 軽量化された打音検査装置の導入等
 【公営住宅・UR住宅】 **外壁診断技術**等の点検・診断技術の開発等
 【北海道】 **寒冷な自然環境下における構造物の機能維持のための技術開発**等

○IT等を活用したインフラ維持管理のイノベーションの推進

- モニタリング技術等の維持管理システム**について、社会資本管理ニーズを踏まえたIT等の先端技術の適用性等の検討を行い、インフラでの実証等により検証

※上記を促進するため、産学官が連携した取組を実施

社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置 工程表

H25年3月末

6月末

12月末

H26年3月末

H27年3月末

現場を支える制度的な対策

地方公共団体への支援

- ・ 新たに創設した防災・安全交付金の活用
- ・ 地方整備局等による技術的な支援

○財政的な支援
(H24年度補正予算)

- ・ 防災・安全交付金の創設
- ・ 同交付金による地方公共団体の支援

(H25年度当初予算)

- ・ 防災・安全交付金による地方公共団体の支援、支援メニューの充実

(H26年度予算)

○体制的な支援

※検討状況に応じ、必要な予算、制度、組織、定員要求等を実施

- ・ 地方公共団体の個別の技術相談に関する地方整備局等の窓口機能の強化
- ・ 国土技術政策総合研究所、土木研究所、港湾空港技術研究所等による高度な助言を行う体制の充実

技術相談への対応

- ・ 技術講習の実施、研修制度の充実等

- ・ 維持管理に係る基準・マニュアルの提供

【道路】地方道の一定の構造物を対象とした国による修繕等の代行制度の創設

維持管理等の担い手支援

- ・ 維持管理・更新の担い手となる建設産業の担い手確保や人材育成
- ・ 地域との協働やPFI／PPPの活用

○建設産業の担い手確保・育成

- ・ 産学の有識者会議（「担い手確保・育成検討会」等）において課題の抽出

- ・ 技能労働者、専門工事業者等の適正な評価・育成のための具体策を産学の有識者会議において検討・実施
- ・ 維持管理・更新分野に取り組む建設企業に対し、専門家による技術アドバイス等を含めた必要な支援を検討・実施

○入札契約制度の見直し

- ・ 点検や維持管理における入札契約制度の実態把握、課題抽出等

- ・ 複数業務（点検、維持、修繕等）の包括発注、複数年契約、地域維持型契約の更なる活用等の対策について検討・実施

○地域との協働

- 【河川】経験ある技術者の活用についてルール化（民間資格の検討等）
- 【河川】河川協力団体（仮称）制度の創設

○PFI／PPPの推進等

- ・ 維持管理PFI／PPPのモデル案件形成の重点支援や事例集・ガイドラインの策定
- ・ 官民連携インフラファンドの創設（PFI法改正法案を今国会に提出）→ PFI事業者への出融資による支援
- ・ PFI関連の税制改正要望に向けた検討（公共施設等運営権関連）
- 【空港】国管理空港等について地域の実情に応じてPFI法の公共施設等運営権制度を活用できる制度の創設

- ・ 公共施設の多機能化等に向けた、PRE（公的不動産）活用の推進

国の一元的なマネジメント体制や法令等の整備

- ・ 国としての老朽化対策の執行体制の強化
- ・ 的確な維持管理・更新の実施に向けた法令等の整備の推進

○国の体制整備

- ・ 老朽化対策の一元的なマネジメント体制の構築・強化（本省に社会資本老朽化対策推進室を設置）

体制強化

- ・ 地方整備局等の体制の充実に向けた検討

地方整備局等の体制の充実

○維持管理等に係る法令改正

- ・ 法案提出

- ・ 法案審議

<改正の方向>

- 【道路】点検の規定の整備、修繕等の代行制度の創設、車両重量制限違反の監督強化 等
- 【河川】維持・修繕・点検の規定の整備や河川協力団体（仮称）制度の創設 等
- 【港湾】点検の規定の整備、港湾管理者による民有施設への報告徴収、立入検査 等
- 【空港】国管理空港等について地域の実情に応じてPFI法の公共施設等運営権制度を活用できる制度の創設

社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置 工程表

長寿命化計画の推進

H25年3月末

6月末

12月末

H26年3月末

H27年3月末

長寿命化計画の内容の充実・策定率の向上

○長寿命化計画の内容の充実

長寿命化計画に記載すべき事項等の見直しを実施

- ・施設の重要度、利用状況等を含めた優先順位や対策内容の記載（施設規模の見直し、集約化、除却、管理水準の見直しなど）
- ・防災・減災対策等に係る各種計画との関係の記載
- ・広域的な管理者間連携の取組内容の記載 等

記載事項の見直し等の具体化

○施設毎の長寿命化計画の策定推進

[新たに取組を開始する分野・施設]

【道路】 橋梁以外の構造物(順次策定に着手)

【航路標識】 灯台、鉄塔、附属施設等(点検手法及び補修・補強方法の検討)

【UR住宅】 ストックの長寿命化のための計画の策定

【空港】「空港内の施設の維持管理等に係る検討委員会」によるとりまとめ

【空港(国管理)】 空港別維持管理計画を策定(点検内容、頻度等及び点検結果を踏まえた修繕や更新にかかる計画等)

【空港(地方・会社管理)】 空港別維持管理計画を策定

[引き続き策定を推進する分野・施設]

(交付金による地方公共団体における計画策定の支援)

【道路】【公園】 長寿命化計画の策定経費について交付金により継続支援

【河川・ダム】 長寿命化計画の策定経費について新たに交付対象に位置付け

【港湾】 長寿命化計画の策定経費について交付対象とする期間を延長

【下水道】 交付対象の全ての施設の改築に長寿命化計画の策定を義務付け(効率的な長寿命化計画策定手法の検討・手引きの見直し)

【公営住宅】 ストック総合改善事業において長寿命化計画の策定を交付の要件化(H26.4~)等

【海岸】 長寿命化計画の策定に向けた老朽化調査経費について交付金により継続支援

[参考]

- 長寿命化計画の策定率(H24.3末)
全国道路橋(15m以上) : 76 %
公園施設 : 16 %
主要な河川構造物 : 約 3 %
主要な保留施設 : 86 %
管渠、処理施設 : 51 %
公営住宅 : 約56 %
- 老朽化調査の実施率(H24.3末)
海岸堤防等 : 約53 %

総点検の結果等を踏まえ、維持管理・更新に係る内容の充実と策定率の向上を強力に推進

(計画策定ツールの提供による支援)

【官庁施設】 中長期保全計画作成手法の見直し(最小限必要な入力項目を明示等)

【官庁施設】 各施設の管理者が中長期保全計画の策定を推進

○施設横断的な長寿命化計画の策定推進

【港湾】 施設毎の長寿命化計画に加え、各港湾における施設の重要度等を踏まえた中長期的な修繕・更新の計画(予防保全計画)を港湾毎に作成

【港湾】 予防保全計画に基づく修繕・更新の実施

長寿命化計画等を核とした本格的なPDCAサイクルへの移行

総点検の結果や社会の要請等を踏まえ、維持管理・更新に係る内容の充実と策定率の向上を強力に推進

工程表【総点検】

1 / 4

13

道路

【国・高速道路会社】

○道路ストックの総点検・緊急修繕を実施
・各分野毎にWGを順次設置

トンネル内附属物の
緊急点検・修繕完了

道路ストックの総点検・緊急修繕を実施

完了

【地方公共団体】

○道路ストックの総点検・緊急修繕を実施

トンネル内附属物の
緊急点検・修繕完了

道路ストックの総点検・緊急修繕を実施

河川

○河川管理施設の臨時点検
河川利用者等の事故につながる可能性がある設備等の目視点検

○河川管理施設の総点検
【対象】全河川管理施設(土構造の堤防を除く)
【手法】H25年度の出水期に向け、通常の点検に加え、
調査機器等を用いた特別点検の実施
通常点検:出水期前の点検
特別点検:施設背面の空洞化、コンクリート構造物の
劣化、水中部の劣化、局所洗掘等

○詳細点検の二次点検
【対象】特別点検で変状等を発見した箇所
【手法】空洞箇所のコア抜きなどの点検

○通常点検

ダム

○各ダム毎に定められた点検整備基準に基づく点検を実施(国、水資源機構、都道府県)
○上記の他、3年毎に専門家等による定期検査を実施

○ダムの点検
【対象】国土交通省所管の全てのダム(国、水資源機構、都道府県)
【手法】重要部分であるゲート等(管理運転等による点検の前倒し実施等)
【着眼点】変形・摩耗・腐食等の異常の有無 等

※一般の交通の用にも供しているトンネル内の附属物についての点検を実施
・重量構造物は該当無しを確認(H24年末までに実施済み)
・その他の附属物はH24年度末までに実施

砂防

○砂防設備等(定期点検等)
【対象】砂防設備、地すべり防止施設、
急傾斜地崩壊防止施設
【手法】目視等
【着眼点】本体の災害防止機能等

○定期点検の前倒しと高度化
【対象】「命を守る」観点から重要度が高い砂防設備等
【手法】目視や必要に応じ打音等
【着眼点】本体の災害防止機能や施設周辺の変状等
・点検結果の国への報告
※その他、優先度等に応じて、定期的な点検調査を実施

○定期点検

補足資料1

これまでの取組と課題		今後の取組	H25年3月	H25年6月	H25年12月	H26年3月	H27年3月
海岸	○海岸巡視 【対象】海岸保全施設(海岸堤防、護岸等) 【手法】近接目視や打音、触診、簡易計測器等により損傷や異常の有無を確認 【頻度】 ・直轄海岸：点検項目に応じて週1～月1回実施 ・補助海岸：海岸管理者の判断で実施	○今後も「海岸巡視」「地震・台風等の発生後の異常時点検」「海岸保全施設の安全利用点検」を継続する。 なお、海辺の利用者が増加するゴールデンウィークまでに被災履歴や背後の人口・資産、利用頻度等から重要性の高い施設について、点検を実施する。					
	○地震・台風等の発生後の異常時点検 【対象】海岸保全施設(海岸堤防、護岸等) 【手法】近接目視や打音、触診、簡易計測器等により損傷や異常の有無を確認 【頻度】大きな外力を受けた場合に実施						
	○海岸保全施設の安全利用点検 【対象】利活用の多い海岸堤防等の海岸保全施設 【手法】近接目視、打音、触診、簡易計測器等により損傷や異常の有無を確認 【頻度】ゴールデンウィーク前等の年1回						
下水道	○下水道管きょ 【対象】社会的影響度の大きい箇所に布設された管きょ 【手法】テレビカメラ等による調査 【着眼点】劣化(クラック)、腐食、たるみ等 ※H18年度に緊急的に点検するよう要請。 引き続きフォローアップ中。 ※その他、定期的な点検調査を実施	○下水道管きょ 【対象】布設後50年以上経過した下水道管きょ 【手法】テレビカメラ等による調査 【着眼点】劣化(クラック)、腐食、たるみ等 ※その他、優先度等に応じて、定期的な点検調査を実施					○通常点検
港湾	【国有臨港交通施設】						
	○トンネル内の吊り金具により支えられた天井を有するトンネル 【対象】天井版の吊り金具等 【手法】近接目視や打音、触診等 【着眼点】ボルトの緩み、脱落等	○トンネル内の附属物(重量構造物) 【対象】ジェットファン等 【手法】近接目視や打音、触診等 【着眼点】アンカーボルト・ナット、継手等	○トンネル内の附属物(重量構造物以外) 【対象】照明、標識等 【手法】近接目視や打音、触診等 【着眼点】アンカーボルト・ナット、継手等 ※港湾管理者所有施設は港湾管理者が点検予定				
				○国有港湾施設緊急点検の実施 【対象】係留施設、外郭施設、臨港交通施設 【手法】レーダー探査、肉厚測定等の調査を実施 【着眼点】空洞化、鋼材劣化等			○港湾管理者所有施設についての点検 【対象】港湾管理者所有施設(係留施設、外郭施設、臨港交通施設、水域施設等) 【手法】国より港湾管理者に対して、点検の実施を依頼する事務連絡を発出予定 ※港湾施設の点検は、原則的に港湾管理者が実施

これまでの取組と課題		今後の取組	H25年3月	H25年6月	H25年12月	H26年3月	H27年3月
空港	【空港土木施設】 (国、空港会社) 【対象】 トンネル内吊り下げ重量物、 付属施設及び航空保安施設 【手法】 近接目視及び打音・触診等により 損傷や異常の有無を確認 【着眼点】 アンカーボルト・ナット、継手等 の部位を重視	(国、空港会社及び地方や民間が管理するヘリポートも含めた「飛行場」全て) 【対象】 滑走路等舗装、破損等により旅客等人命に影響を及ぼす施設 【手法】 徒歩による目視、打音点検に加え赤外線調査を導入(主要空港) また、「空港内の施設の維持管理に係る検討委員会」の議論を踏まえ必要な 点検を実施 【着眼点】 検討委員会において各種施設の安全阻害要因を抽出し、委員会の議論を踏まえ 設定					
鉄道	【トンネル・橋梁等の鉄道施設】 ○鉄道営業法等に基づく、施設の定期的な点検(土木構造物は2年に1回)の実施 ○定期点検結果等を踏まえ、必要に 応じて対策の実施を検討	○トンネル、高架橋等からのコンクリ片剥落事象の報告を徹底 【報告内容】 発見年月日、箇所、重量・寸法、原因等 ○中小鉄道事業者に対する総合的な 老朽化対策の推進 ・安全性評価・対策検討事業 ・緊急老朽化対策		24年度補正、25年度予算と合わせて、中小鉄道事業者に対する老朽化対策を引き続き推進			
	【トンネル】 ○架線を支持する下束等の緊急点検 【対象】 新幹線及び海底のトンネル上部に後付けで施工された「架線を支持する下束」等 【手法】 アンカーボルト・ナット、継手等の部位を中心に、近接目視及び打音等 【着眼点】 損傷や異常の有無			※点検結果等を踏まえ、必要に応じて対策の実施を検討			
		○鉄道トンネル内の化粧モルタルの緊急点検 【対象】 経年劣化が懸念される新幹線トンネル天井部にあるモルタル等 【手法】 近接目視、必要に応じ打音等 【着眼点】 損傷や異常の有無			※点検結果等を踏まえ、必要に応じて対策の実施を検討		
	【高架橋】 ○高架橋防音壁等に雨水が溜まる 可能性のある箇所を早急に確認 【手法】 同様の事象を防止するための 措置を速やかに実施						
自動車道	○法令に基づく、自動車道の定期的な検査(路面は1ヶ月に少なくとも1回、橋、トンネル、その他の工作物等は1年に少なくとも1回)の実施(※総点検実施要領等により実施)						
	○トンネル内の附属物の緊急点検 【対象】 ジェットファン、照明、化粧板等 【手法】 近接目視及び打音、触診等 【着眼点】 アンカーボルト・ナット、継手等 の部位を中心 ※落下の要因となる 損傷や異常なし						

これまでの取組と課題

今後の取組

H25年3月

H25年6月

H25年12月

H26年3月

H27年3月

航
路
標
識

点検基準・マニュアルに基づく点検の実施
【対象】灯台等の外壁(モルタル、タイル)
【手法】近接目視、打音、触診等
【着眼点】外壁のクラック及び剥離等

○人に危害を及ぼす恐れのある施設について、専門家による構造強度等の調査の実施
【対象】灯台等の外壁(モルタル、タイル)・構造部材、鉄塔
【手法】近接目視、打音、触診、コンクリート強度調査、肉厚測定
【着眼点】外壁のクラック及び剥離、ボルトの緩み及び脱落、コンクリート及び鋼材の劣化等

○通常点検

【国営公園】

【実施主体】国
【手法】近接目視や打音、触診等
【着眼点】優先して点検すべき施設の洗い出しを行い、総点検を実施 ※地方公共団体に対しても同様の対応に係る実施の協力要請

【地方公共団体が管理する都市公園】

○3年に一度の頻度で、各公園管理者
に対し子どもの遊具の設置状況、点
検の実施状況等に係る調査を実施し、
その結果について取りまとめ、公表
(直近ではH24.3)

【実施主体】国、都道府県、市町村
【手法】近接目視や打音、触診等
【着眼点】子どもの遊具に係る点検についてH25年度中に実施するよう地方公共団体に要請
→子どもの遊具の点検結果及びその後の措置状況等について結果の取りまとめ、公表(H26年度中)
→遊具の安全確保に関する指針改訂後の動向や子どもの遊具に係る点検結果等を踏まえ、指針の更なる見直しの必要性について検討

公
園

【公営住宅】

○建築基準法等に基づく定期点検等のほか、地方公共団体独自に点検を実施
＜建築基準法に基づく定期点検等＞
【対象】建築物(外壁の劣化損傷等)、昇降機、建築設備(排煙設備・非常用の照明装置等)等
【手法】目視、触手、作動確認、打診等
【時期】・都道府県、建築主事を置く市町村：点検
⇒ 建築物の敷地及び構造：3年以内ごとに1回 昇降機等の建築設備：1年以内ごとに1回
・上記以外の市町村：調査・検査／報告
⇒ 建築物の敷地、構造等：概ね6月から3年の間で特定行政庁の定める時期 昇降機等の建築設備：概ね6月から1年の間隔で特定行政庁の定める時期

【UR住宅】

○建築基準法等に基づく定期調査・報告等のほか、UR独自に点検を実施
＜建築基準法に基づく定期調査・報告等＞
【対象】建築物(外壁の劣化損傷等)、昇降機、建築設備(排煙設備・非常用の照明装置等)等
【手法】目視、触手、作動確認、打診等
【調査・検査／報告時期】建築物の敷地、構造等：概ね6月から3年までの間で特定行政庁の定める時期 昇降機等の建築設備：概ね6月から1年までの間で特定行政庁の定める時期

住
宅

営
繕

○建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律に基づく点検・確認の確実な実施に係る管理官署への実地指導

これまでの取組と課題

今後の取組

H25年3月

H25年6月

H25年12月

H26年3月

H27年3月

道路

○国土幹線道路部会

・中間とりまとめ
(財源確保のために必要な制度等)

道路メンテナンス
技術小委員会

中間とりまとめ
(点検基準等に関する)

最終とりまとめ

総点検実施要領(案)の検討(点検内容、対象)

技術基準見直し
の方向性検討
(事故を踏まえて
トンネル先行)

各道路構造物の技術基準(点検要領等維持修繕関係)改訂・試行
(点検実務者へのヒアリング等)

点検結果の分析から
新設設計の改善

○総点検の結果を踏まえ、基準・マニュアル等の改善・見直し

○基準に基づく計画的な管理とすべく
平成23年に技術基準を策定

○全国の河川管理実態のデータ集約
・都道府県等を含めた全国の河川の管理実態データの継続的集約(維持管理状況調査の強化)

○河川の規模や施設の重要度等に応じた管理水準の確保
・法令への維持管理基準の位置づけ(河川法改正)
・中小河川の管理に関する技術基準の具体化、点検マニュアルの整備推進

○維持管理が容易な機械設備への転換
・ゲート・ポンプの技術基準等の改定、運用

ダム

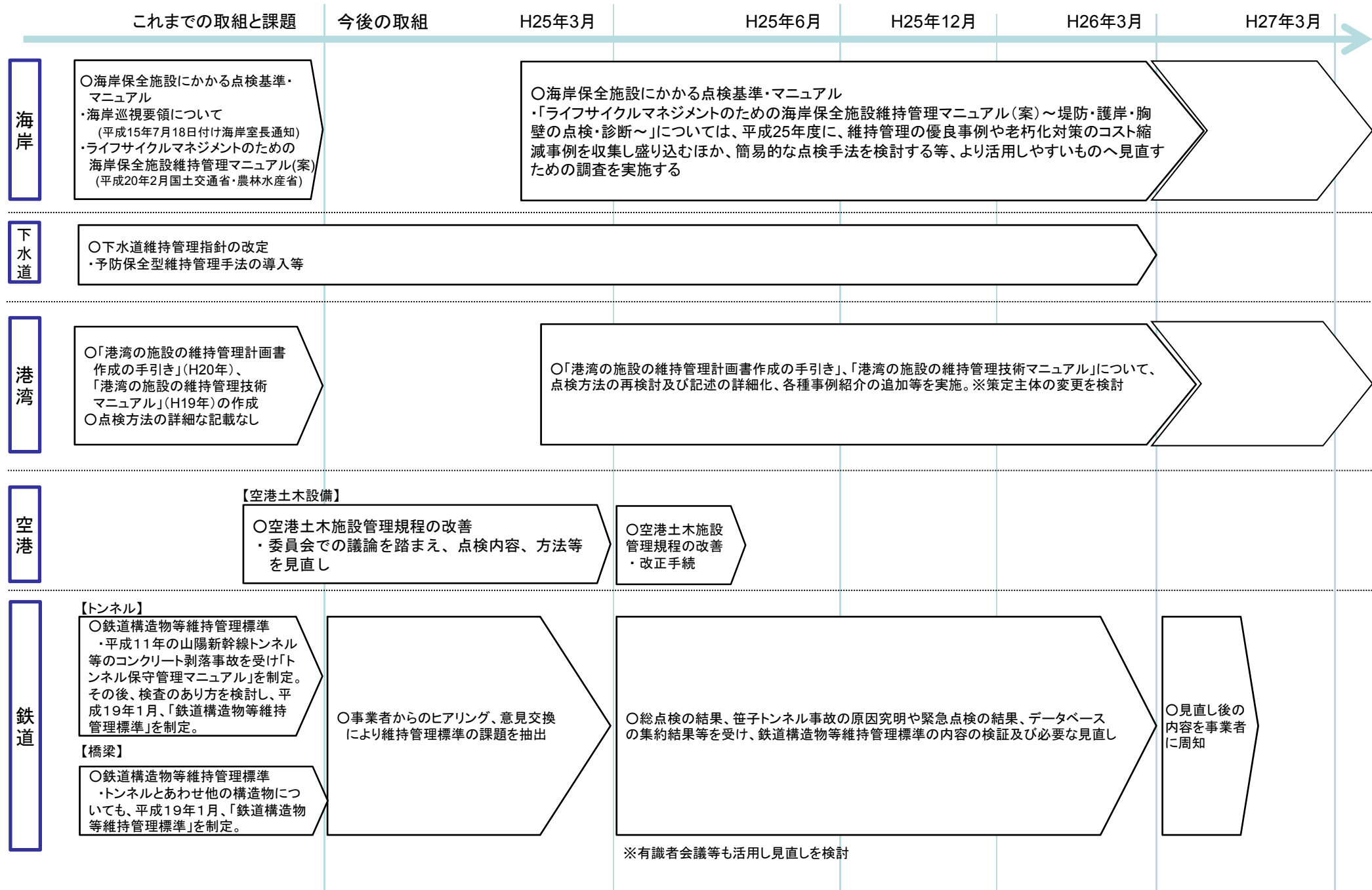
○河川法・施行令等に基づき、各ダム
毎に点検整備基準を策定済み
【課題】既存の各種マニュアル等の
体系化が必要

○河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)の検討・策定
・ダム維持管理に係る既存の各種マニュアル等の体系化を図るため、河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)の検討・策定を実施

砂防

○砂防設備等にかかる維持管理要領
・砂防設備の定期巡視点検に関する
実施要領(案)
・地すべり防止技術指針 等

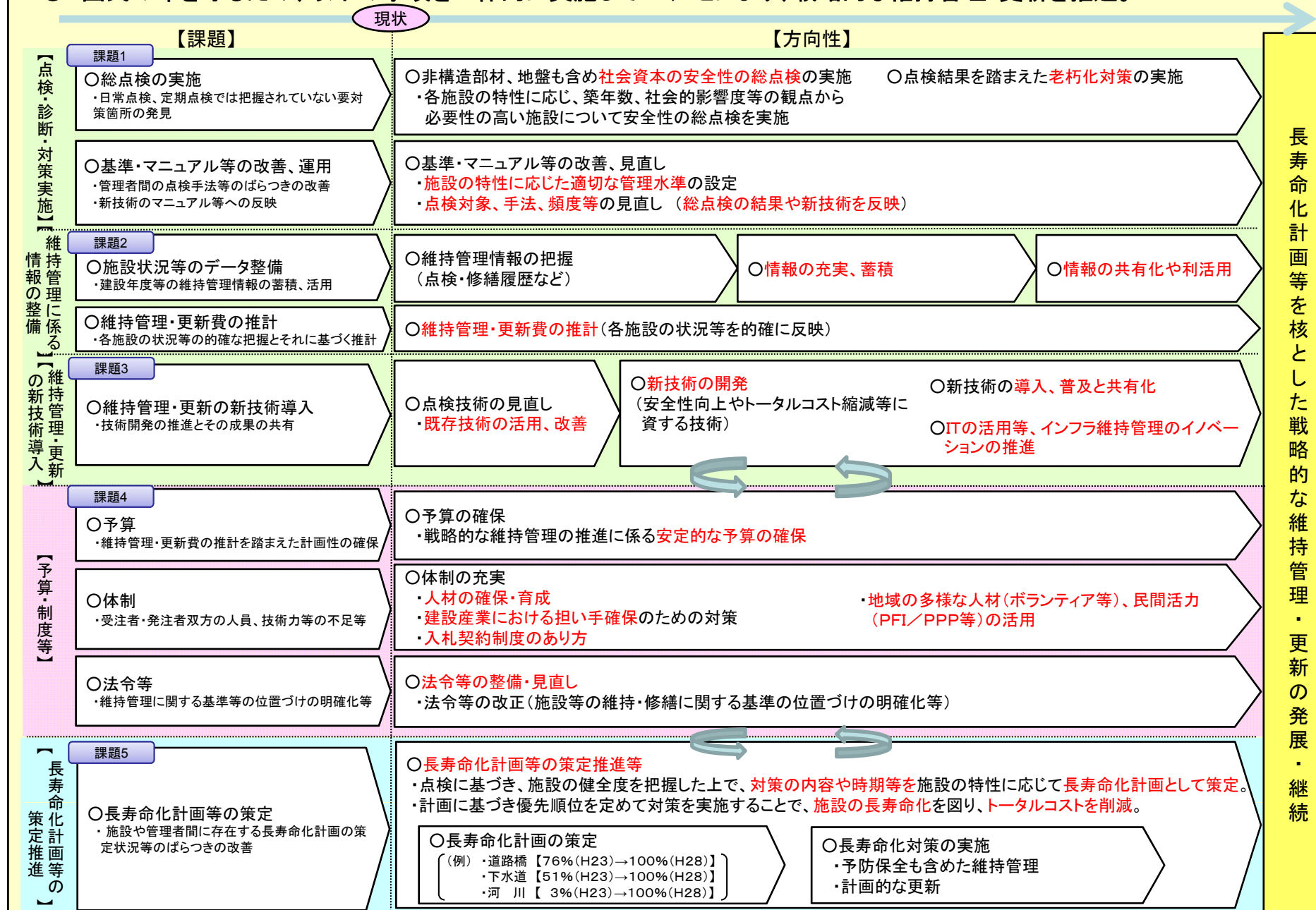
○急傾斜地崩壊防止工事技術指針の見直し(点検結果を踏まえた必要な見直しを検討)
○調査研究の推進
・効率的な点検、診断技術の開発、実用化に向けた調査・研究の推進
○異常等の早期発見に向けた取り組みの推進



これまでの取組と課題		今後の取組	H25年3月	H25年6月	H25年12月	H26年3月	H27年3月
自動車道	○道路運送法・自動車道事業規則、一般自動車道の維持管理要領に基づき、各自動車道事業者において維持管理要綱を策定。	○一般自動車道の維持管理要領の見直し・検討 ・各道路構造物の技術基準(道路局策定)の改訂・試行を踏まえ検討					○見直し後の内容を事業者に周知
航路標識		○点検基準・マニュアルの見直し ・構造強度等の調査結果を踏まえ、点検内容、基準等を見直し					○点検基準・マニュアルの改訂
公園	【地方公共団体が管理する都市公園】	○公園施設の安全点検に係る指針(案)の策定について検討					指針(案)の通知
住宅	【公営住宅】【UR住宅】 ○法定点検等の項目、方法及び結果の判断基準は建築基準法に基づくほか、事業主体独自に、点検に係る基準・マニュアルを作成 ※H18EV事故、H19雑居ビル広告板落下事故等を受け、H20年に建築基準法に基づく定期報告制度を見直し ⇒検査項目、方法、基準の明確化、報告内容の充実	○必要に応じ、点検に係る基準・マニュアルの改善、見直しを実施					
営繕	○官公庁施設の建設等に関する法律に基づく点検・確認に関する告示及び実施に係る要領を整備済み						

今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について(課題と方向性)

○ 国民の命を守るため、以下の事項を一体的に実施していくことにより、戦略的な維持管理・更新を推進。



長寿命化計画等を核とした戦略的な維持管理・更新の発展・継続

参考資料

社会資本の老朽化の現状と課題①－維持管理・更新に係る現場管理水準の向上－

■ 点検・診断・対策実施

【緊急点検の実施】

- (現状) トンネル内の天井板、付属物等について**緊急点検**を実施(調査継続中)。
 (課題) 緊急点検の結果、日常点検、定期点検では把握できなかった**要対策箇所が一部で存在**。地方公共団体管理の施設の中には、**点検未実施で劣化や損傷の状況が不明な施設も存在**。

◇緊急点検の結果

施設名	トンネル内の吊り金具で支えられた天井板		その他トンネル内の付属物等(重量構造物のみ)	
	点検対象施設数	不具合施設***	点検対象施設数	不具合施設数
道路	61	18	1,435	22 ※
一般自動車道	-	-	1	0
港湾	1	1	1	0
空港	-	-	1	0
鉄道	(1)- ※※	(0)- ※※	2	0
河川	-	-	-	-

※天候や交通規制等の制約により点検が完了していない15トンネルを除き平成24年12月26日までに報告を受けた1,420トンネルの点検結果

※※換気用ダクトについて、類似の構造物として点検を実施

※※※安全上の有無に限らず、点検の結果何らかの不具合が確認された施設数

【例】道路トンネル本体の点検実施状況(自治体アンケート結果)

点検の実施状況	都道府県・政令市	市町村
点検を実施している	61(95%)	258(39%)
筐子トンネルの事故を受けて初めて点検を実施した	1(2%)	174(26%)
点検を実施していない	2(3%)	228(35%)
合計	64(100%)	660(100%)

【基準・マニュアル等の改善、見直し】

- (現状) 施設毎に得られた維持管理実績等を踏まえ、各々、基準・マニュアルを改善し、運用。
 (課題) 管理者間での**点検手法等のばらつき**が存在。
 新技術の導入や構造形式の多様化等について、**マニュアル等への反映が不十分**。

【例】道路橋の定期点検において適用されている基準(自治体アンケート結果)

適用基準	都道府県・政令市	市町村
地方公共団体独自で策定した基準	16(25%)	41(3%)
国等の基準を準用し、地方公共団体独自で策定した基準	37(59%)	422(34%)
国の基準※	4(6%)	202(16%)
その他	6(10%)	593(47%)
合計	63(100%)	1,258(100%)

※平成15年度 国土交通省 道路局 国道・防災課長名で発出

■ 維持管理・更新に係る情報の整備

【施設状況等のデータ整備】

- (現状) 各施設の管理者別・建設年度別の施設数等を把握するよう調査継続中。
 (課題) 建設年度等の一部**施設諸元が不明な施設が多数存在**。
維持管理情報の蓄積、活用が課題。

【参考】施設別の施設数

施設名	施設数	施設名	施設数
道路橋(橋長2m以上)	約699,000橋	港湾施設	約44,000施設
道路トンネル	約10,300本	公営住宅	2,170,649戸
道路舗装	約3,100km ²	UR住宅	755,642戸
一般自動車道橋	92橋	都市公園等	99,874施設
一般自動車道トンネル	9本	海岸堤防	7,989km
一般自動車道舗装	約2km ²	空港	98空港
河川管理施設	約3万施設	航路標識	約5,400基
砂防施設(砂防堰堤、床固工)	約10万基	官庁施設	約48,466千m ²
下水道管きよ	約430,000km	鉄道橋	102,293橋
下水道処理場	約2,100箇所	鉄道トンネル	4,737本

【維持管理・更新費の推計】

- (現状) 過去の予算額等から一定の仮定をおいて維持管理・更新費を簡便な方法で推計。
 (課題) **各施設の状況等の的確な把握とそれに基づく推計精度の向上**。

■ 維持管理・更新の新技術導入

【維持管理・更新の新技術導入】

- (現状) 技術開発により、コスト縮減、省力化、精度向上等が進展。
 (課題) 社会要請に応えつつ、イノベーションを推進し、増大する老朽化した社会資本ストックの安全を確保するため、**技術開発の推進とその成果の共有**が課題。

<点検・監視における技術の例>



目視、打音検査



レーザを用いた覆いひび割れ点検車

社会資本の老朽化の現状と課題②ー予算・制度等の充実と長寿命化計画の策定推進ー

■ 予算・制度等

【予算】

- (現状) 毎年経常的に要する費用は過去の実績に基づき計上。その他の費用は、その都度、必要額を予算要求。長寿命化計画が策定されている場合は、計画的に実施することにより一定程度費用を平準化。
- (課題) 社会資本の老朽化の進展が見込まれる中、将来の維持管理・更新費用の見通しを踏まえた予算の確保が課題。

【体制】

- (現状) 職員、民間委託等により維持管理を実施。
- (課題) 維持管理を担当する職員の人員、技術力の不足。また、現場作業に従事する建設業界においても人員、技術力、機材が不足。社会資本の老朽化が見込まれる中、民間活力の活用も含めて維持管理の担い手確保が課題。

＜例＞橋梁長寿命化修繕計画を策定していない理由(自治体アンケート結果)

理由	市区町村
財政力不足	67%
職員不足	46%
専門的知見不足	41%
施策優先度が低い	24%
点検の必要性を感じない	2%

【法令等】

- (現状) 各施設の特性を踏まえ、各法令等に基づき維持管理を実施。
- (課題) 維持管理に関する基準の位置づけの明確化等。

〔例〕法令における基準の位置づけ

法律名	維持管理に関する法令の規定状況
道路法 第42条	法律の規定はあるが、具体的基準(政令)は未制定。
河川法	法令による明文の規定はない。
下水道法 第21条第2項	終末処理場の維持管理の基準は定められているが、管路に関する明文の規定はなし。
官公庁施設の建設等に関する法律 第12条、13条	点検及び保全の基準等が法令で定められている。(この他、点検基準等については建築基準法で定められている。)
道路運送法 第68条第2項	検査基準等が法令で定められている
都市公園法	法令による明文の規定はない。
公営住宅法 第21条	遅滞なく修繕する旨が定められている。(この他、点検基準等については建築基準法で定められている。)
港湾法 第56条の2の2	技術基準に適合するよう維持する旨が定められている。
鉄道営業法 第1条	検査基準等が法令で定められている。
航空法 第47条	設置基準に適合するよう維持する旨や、検査基準等が定められている。

■ 長寿命化計画の策定推進等

【長寿命化の策定推進等】

- (現状) 施設毎に長寿命化計画の策定等の目標値を設定。
- (課題) 長寿命化計画の計画内容や策定状況は、施設、管理者によりばらつきが大きい。特に、地方公共団体において進捗に遅れ。

◇ 社会資本整備重点計画における長寿命化計画の策定率の目標値

社会資本整備重点計画 (H24. 8. 31閣議決定)	現状値	目標値
	H23	H28
全国道路橋の長寿命化修繕計画の策定率	76%	100%
主要な河川構造物の長寿命化計画策定率	約3%	100%
下水道施設の長寿命化計画策定率	約51%	約100%
海岸堤防等の老朽化調査実施率	約53%	約100%
長寿命化計画に基づく港湾施設の対策実施率	6%	100%

〔例〕道路橋の長寿命化計画の策定状況(H24. 4時点)

	国	都道府県・政令市	市区町村
長寿命化計画策定率	98%	69%	51%